

平成 25 年度

# 橋本市予算

和歌山県橋本市

# 目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 簡易水道事業特別会計予算	11
4. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	14
5. 公共下水道事業特別会計予算	17
6. 駐車場事業特別会計予算	22
7. 墓園事業特別会計予算	25
8. 農業集落排水事業特別会計予算	28
9. 土地区画整理事業特別会計予算	32
10. 介護保険特別会計予算	37
11. 指定訪問看護事業特別会計予算	40
12. 後期高齢者医療特別会計予算	43
13. 水道事業会計予算	46
14. 病院事業会計予算	48

## 平成 25 年度 橋本市一般会計予算

平成 25 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,074,707 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,652,492
	1 市民税	2,925,935
	2 固定資産税	2,783,847
	3 軽自動車税	139,930
	4 市たばこ税	408,594
	5 入湯税	1,080
	6 都市計画税	393,106
2 地方譲与税		245,000
	1 地方揮発油譲与税	70,000
	2 自動車重量譲与税	175,000
3 利子割交付金		35,000
	1 利子割交付金	35,000
4 配当割交付金		30,000
	1 配当割交付金	30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		500,000
	1 地方消費税交付金	500,000
7 ゴルフ場利用税交付金		26,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	26,000
8 自動車取得税交付金		55,000
	1 自動車取得税交付金	55,000
9 地方特例交付金		35,000
	1 地方特例交付金	35,000
10 地方交付税		7,550,000
	1 地方交付税	7,550,000
11 交通安全対策特別交付金		8,800
	1 交通安全対策特別交付金	8,800
12 分担金及び負担金		331,020
	1 分担金	12,336
	2 負担金	318,684

(単位：千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		351,144
	1 使用料	234,006
	2 手数料	117,138
14 国庫支出金		2,367,038
	1 国庫負担金	2,080,758
	2 国庫補助金	265,535
	3 委託金	20,745
15 県支出金		1,455,321
	1 県負担金	799,573
	2 県補助金	450,765
	3 委託金	204,983
16 財産収入		32,451
	1 財産運用収入	19,829
	2 財産売払収入	12,622
17 寄附金		10,944
	1 寄附金	10,944
18 繰入金		1,809,219
	1 特別会計繰入金	1,895
	2 基金繰入金	1,807,324
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		658,377
	1 延滞金、加算金及び過料	15,185
	2 市預金利子	500
	3 貸付金元利収入	7,577
	4 受託事業収入	88,119
	5 雑入	546,996
21 市債		2,916,900
	1 市債	2,916,900
歳入合計		25,074,707

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		286,876
	1 議会費	286,876
2 総務費		2,719,059
	1 総務管理費	2,058,108
	2 人権対策費	11,272
	3 徴税費	356,742
	4 戸籍住民基本台帳費	135,234
	5 選挙費	98,656
	6 統計調査費	16,959
	7 監査委員費	23,073
	8 市民会館費	19,015
3 民生費		8,546,366
	1 社会福祉費	4,256,267
	2 児童福祉費	3,443,626
	3 生活保護費	846,471
	4 災害救助費	2
4 衛生費		3,049,402
	1 保健衛生費	768,842
	2 清掃費	1,365,195
	3 上水道整備費	126,401
	4 病院費	788,964
5 労働費		5,538
	1 労働諸費	5,538
6 農林水産業費		675,126
	1 農業費	652,255
	2 林業費	22,871
7 商工費		367,873
	1 商工費	367,873
8 土木費		2,869,692
	1 土木管理費	9,611
	2 道路橋梁費	591,395

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川費	25,825
	4 都市計画費	2,114,201
	5 住宅費	128,660
9 消防費		895,639
	1 消防費	895,639
10 教育費		2,462,767
	1 教育総務費	416,502
	2 小学校費	307,814
	3 中学校費	171,549
	4 幼稚園費	251,379
	5 社会教育費	532,952
	6 保健体育費	782,571
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		3,176,185
	1 公債費	3,176,185
13 諸支出金		181
	1 土地開発基金費	181
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		25,074,707

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 委 託	平成26年度	1,325千円
統 合 型 G I S シ ス テ ム 借 上	平成26年度～平成30年度	14,649千円
市 民 活 動 支 援 事 業	平成26年度	2,000千円
自 治 体 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 構 築 事 業	平成26年度～平成31年度	681,263千円
イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 契 約	平成26年度～平成28年度	6,387千円
地 域 イ ン ト ラ ネ ッ ト 更 改 事 業	平成26年度～平成30年度	77,777千円
シ ン ク ラ イ ア ン ト シ ス テ ム 借 上	平成26年度～平成32年度	103,750千円
納 付 書 封 入 等 委 託	平成26年度	1,000千円
固 定 資 産 評 価 更 新 業 務 委 託	平成26年度	18,228千円
固 定 資 産 評 価 支 援 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託	平成26年度～平成31年度	56,276千円
子 育 て 支 援 計 画 策 定 委 託	平成26年度	2,520千円
(仮称)高野口東こども園園舎新築工事 基 本 ・ 実 施 設 計 監 理 委 託	平成26年度	6,186千円
伏原田原線整備事業再評価委託	平成26年度	3,143千円
デジタル無線共同整備事業負担金	平成26年度～平成27年度	177,059千円
(仮称)西部地区公民館新築工事設計監理委託	平成26年度	3,587千円



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 522,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
退職手当債	580,000			
公共事業等債	157,000			
施設整備事業	19,900			
上水道整備事業	95,500			
地域活性化事業	71,400			
緊急防災・減災事業	291,900			
防災対策事業	38,500			
臨時財政対策債	1,140,000			
計	2,916,900			

## 平成 25 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

平成 25 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,159,164 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,570,042
	1 国民健康保険税	1,570,042
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 国庫支出金		1,567,980
	1 国庫負担金	1,168,158
	2 国庫補助金	399,822
4 療養給付費等交付金		579,180
	1 療養給付費等交付金	579,180
5 前期高齢者交付金		1,717,624
	1 前期高齢者交付金	1,717,624
6 県支出金		344,033
	1 県負担金	42,494
	2 県補助金	301,539
7 共同事業交付金		782,863
	1 共同事業交付金	782,863
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		590,180
	1 一般会計繰入金	469,746
	2 基金繰入金	120,434
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		7,208
	1 延滞金加算金及び過料	51
	2 市預金利子	1
	3 雑入	7,156
歳入合計		7,159,164

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		95,484
	1 総務管理費	92,913
	2 徴税費	2,455
	3 運営協議会費	116
2 保険給付費		4,887,625
	1 療養諸費	4,356,965
	2 高額療養費	489,480
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	35,280
	5 葬祭諸費	3,600
	6 高額介護合算療養費	2,200
3 後期高齢者支援金等		898,206
	1 後期高齢者支援金等	898,206
4 前期高齢者納付金等		1,191
	1 前期高齢者納付金等	1,191
5 老人保健拠出金		44
	1 老人保健拠出金	44
6 介護納付金		383,041
	1 介護納付金	383,041
7 共同事業拠出金		807,086
	1 共同事業拠出金	807,086
8 保健事業費		70,781
	1 特定健康診査等事業費	58,876
	2 保健事業費	11,905
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		5,705
	1 償還金及び還付加算金	5,703
	2 繰出金	2
11 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	7,159,164

## 平成 25 年度 橋本市簡易水道事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,845 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		11,800
	1 国庫補助金	11,800
2 使用料及び手数料		3,100
	1 使用料	3,100
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		20,942
	1 一般会計繰入金	20,942
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		35,845

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		33,951
	1 総務費	18,922
	2 管理費	3,229
	3 施設整備費	11,800
2 公債費		894
	1 公債費	894
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		35,845

## 平成 25 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,609 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		603
	1 県補助金	603
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		5,336
	1 基金繰入金	1
	2 一般会計繰入金	5,335
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		35,668
	1 貸付金元利収入	35,647
	2 市預金利子	1
	3 雑入	20
歳入合計		41,609



## 平成 25 年度 橋本市公共下水道事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,073,481 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		26,375
	1 負担金	26,375
2 使用料及び手数料		503,315
	1 使用料	503,300
	2 手数料	15
3 国庫支出金		109,800
	1 国庫負担金	109,800
4 県支出金		4,024
	1 県補助金	4,024
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,069,167
	1 繰入金	1,069,166
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		598
	1 市預金利子	1
	2 雑入	597
9 市債		360,200
	1 市債	360,200
歳入合計		2,073,481



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	平成25年度～平成29年度	当該利子補給対象融資額 に対する3%相当額利息

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 360,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成 25 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,773 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,772
	1 使用料	2,772
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,773



## 平成 25 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,535 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,532
	1 使用料	10,530
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		10,535



## 平成 25 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 108,508 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4
	1 分担金	4
2 使用料及び手数料		24,295
	1 使用料	24,295
3 繰入金		76,507
	1 一般会計繰入金	76,507
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 市預金利子	1
6 市債		7,700
	1 市債	7,700
歳入合計		108,508





第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 7,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成 25 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 611,421 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		165,000
	1 負担金	165,000
2 国庫支出金		7,000
	1 国庫補助金	7,000
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		430,919
	1 一般会計繰入金	430,919
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		8,500
	1 市債	8,500
歳入合計		611,421



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
紀の川ゾーン建物移転補償	平成26年度～平成27年度	128,590千円

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 8,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成 25 年度 橋本市介護保険特別会計予算

平成 25 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,677,744 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,121,501
	1 介護保険料	1,121,501
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,305,041
	1 国庫負担金	975,266
	2 国庫補助金	329,775
4 支払基金交付金		1,571,440
	1 支払基金交付金	1,571,440
5 県支出金		793,940
	1 県負担金	778,818
	2 県補助金	15,122
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		885,781
	1 一般会計繰入金	885,780
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		38
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	35
歳入合計		5,677,744



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		184,579
	1 総務管理費	97,303
	2 徴収費	2,941
	3 介護認定審査会費	84,335
2 保険給付費		5,398,269
	1 介護サービス等諸費	4,784,576
	2 介護予防サービス等諸費	264,823
	3 その他諸費	7,410
	4 高額介護サービス等費	97,360
	5 高額医療合算介護サービス等費	24,000
	6 特定入所者介護サービス等費	220,100
3 地域支援事業費		84,482
	1 介護予防事業費	21,571
	2 包括的支援事業・任意事業費	62,911
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 諸支出金		413
	1 償還金及び還付加算金	412
	2 繰出金	1
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		5,677,744

## 平成 25 年度 橋本市指定訪問看護事業特別会計予算

平成 25 年度橋本市の指定訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,252 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		51,528
	1 医療保険サービス収入	35,160
	2 介護保険サービス収入	16,368
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		9,722
	1 市預金利子	1
	2 雑入	9,721
歳入合計		61,252



## 平成 25 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

平成 25 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,326,912 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		472,531
	1 後期高齢者医療保険料	472,531
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		853,353
	1 一般会計繰入金	853,353
4 諸収入		1,025
	1 延滞金加算金及び過料	3
	2 償還金及び還付加算金	551
	3 雑入	471
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,326,912

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		34,235
	1 総務管理費	33,623
	2 徴収費	612
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,290,655
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,290,655
3 諸支出金		552
	1 諸支出金	551
	2 繰出金	1
4 保健事業費		470
	1 保健事業費	470
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,326,912

## 平成25年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,282 戸
(2) 総 給 水 量	8,443,623 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	23,133 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	177,561 千円
(ロ) 上水道拡張工事	634,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,471,874 千円
第1項 営業収益	1,462,674 千円
第2項 営業外収益	9,197 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,471,140 千円
第1項 営業費用	1,383,937 千円
第2項 営業外費用	84,399 千円
第3項 特別損失	804 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 949,622千円は過年度分損益勘定留保資金949,622千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	224,237 千円
第1項 国庫支出金	500 千円
第2項 負担金	17,301 千円
第3項 繰入金	14,852 千円
第4項 出資金	95,500 千円
第5項 補償金	96,080 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	1 千円



支 出

第1款 資本的支出	1,173,859 千円
第1項 建設改良費	221,493 千円
第2項 拡張費	786,763 千円
第3項 企業債償還金	164,603 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
電気設備更新工事	平成26年度	194,039

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 243,088 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50,116千円と定める。

平成25年2月25日 提出

橋本市長

木下善之



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,049千円は当年度分損益勘定留保資金266,049千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	927,709 千円
第1項 他会計補助金	210,259 千円
第2項 補助金	200,000 千円
第3項 企業債	517,000 千円
第4項 投資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,193,758 千円
第1項 建設改良費	727,005 千円
第2項 投資	1,500 千円
第3項 企業債償還金	465,253 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	517,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,205,819 千円 |
| (2) 交際費   | 300 千円       |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は354,273千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、655,717千円と定める。

平成25年2月25日 提出

橋本市長 木下 善之